

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 265

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
		子ども手当支給(受給児童数)	52,546	人	7,301,982
		その他 ()			11,727
	(2) 事業実績	平成22年度から始まった制度でしたが、平成23年4月からつなぎ法及び平成23年10月から特措法により運用しました。 特措法では、受給者も含めた新たな申請と支給内容が変更され、その対応に膨大な時間を要しましたが、適切な事務処理及びシステム改修等により、大きなトラブルもなく申請者に手当を支給しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成21年度まで実施されていた児童手当は、支給対象児童の年齢が小学校修了前までで所得制限もありましたが、平成22年4月から子ども手当制度に移行し、対象児童の年齢が中学校修了前までと拡大され、所得制限も撤廃されました。子ども手当は、つなぎ法により、平成23年9月分までの支給は決定していました。 平成23年10月に特措法が施行され、平成24年3月まで運用されることとなりました。 なお、平成24年4からは改正児童手当法に移行され、子ども手当の制度は廃止となりました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	平成23年10月の特措法施行で、新たな申請が必要となった際に、なぜまた申請が必要なのかなどの問合せと苦情が寄せられました。 平成23年中の増額がなされなかったことから、手当額に対する苦情も寄せられました。
	今後の予測	制度が廃止されたため、特にありません。
	評価と課題	特措法により新たな申請が必要となり、受給漏れがないよう勧奨通知等を複数回行うなど、制度の周知を図り、申請された方に適切に手当支給を行いました。なお、受給されていた方でまだに申請のない方に対しては、改正児童手当法により、子ども手当の遡及認定の申請期限が平成24年3月末から平成24年9月末まで延長されたことから、手続き漏れがないよう更なる周知に努めます。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充	○ 現 状 維 持	○ 縮 小	● 廃 止
	II 事業の改善	○ 事業内容の変更		○ 実施方法の変更		
		子ども手当制度は、児童手当制度に移行されたため、当事業は24年度で廃止となります。				

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	児童手当支給			款	4	項	2	目	1	事業	13	整理番号	266	
担当部課名	保健福祉部子育て支援課			係名	子ども医療・手当係			連絡先電話番号	1364			昨年度整理番号	273	
(平成23年度担当部課名)				保健福祉部子育て支援課					予算事業区分		既定事業			
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	46	年度									<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等		(1) 児童手当法					
	【平成21年度まで】 小学校修了前(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育する者(所得制限あり)が対象です。 【平成24年度から】 中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育する者(所得制限限度額あり)が対象です。								(2) 同法施行令・同法施行規則					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○手当を支給することにより、子育てに伴う経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長を図ります。						活動指標名(式)		(1) 児童手当受給対象児童数				
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○児童を養育する者に平成22年2、3月分の児童手当を支給する。 ○平成22・23年度は子ども手当に移行・運用された。 ○平成24年度から児童手当制度で運用される。						成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標			(2) 児童手当支給額				
									成果指標名(1) 児童手当受給者数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) (代)現況届回収率 算定式・指標の説明等 現況届の回収数÷現況届発送数×100					
							成果指標名(2) (代)現況届回収率 算定式・指標の説明等 現況届の回収数÷現況届発送数×100							
区分		単位	21年度		22年度				23年度				24年度	計画(目標値)に対する23年度の達成率 %
			実績		計画		実績		計画(目標値)		実績			
指標	活動指標(1)	①	人	23,596	23,280	45,045	0	16	53,928					
	活動指標(2)	②	千円	1,826,710	318,970	325,645	0	400	5,517,570					
	成果指標(1)	③	人	16,305	16,097	16,305	0	14	35,188					
	成果指標(2)	④	%	98.9	100.0	99.7	0.0	0.0	100.0					
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	1,830,219	325,645	325,645	415	400	5,530,899		23年度予算執行率%	96.4		
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0		特記事項			
	(内)委託費	⑦	千円	2,343	0	0	0	0	12,574					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	3.76 2.65	1.00 0.00	0.76 0.00	0.94 0.00	0.37 0.00	5.50 2.00					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	33,385	8,920	6,779	8,366	3,293	48,950				
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	7,401	0	0	0	0	6,160				
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	1,871,005	334,565	332,424	8,781	3,693	5,586,009					
	単位あたりコスト((⑪)-⑥)÷①	⑫	円	79,293	14,371	7,380			230,813 103,583					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0	0				
		国からの補助金等	⑭	千円	897,057	156,616	159,713	0	0	3,863,520				
		都からの補助金等	⑮	千円	454,776	81,176	84,523	0	0	827,024				
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯		⑰	千円	1,351,833	237,792	244,236	0	0	4,690,544					
差引:一般財源⑰-⑬		⑱	千円	519,172	96,773	88,188	8,781	3,693	895,465					
受益者負担比率⑬÷⑰	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 266

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		児童手当支給(児童数)	16	人	400
		その他 ()			0
	(2) 事業実績	児童手当の支給に必要な各種届出書等の提出を受け、適切に手当を支給しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	①平成12年6月に対象年齢を3歳未満から小学校就学前に拡大。 ②平成13年6月に所得制限の大幅緩和を実施。 ③平成16年4月に対象年齢を小学校3年生までに拡大。 ④平成18年4月に対象年齢を小学校までに拡大し、所得制限を緩和。 ⑤平成19年4月からは、対象児のうち3歳未満児に対しては、一律10,000円に金額変更。 ⑥平成22年度から子ども手当制度へ移行。 ⑦平成24年度から児童手当法へ。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	所得税の年少扶養控除の廃止を受けた平成24年度の住民税課税で増額となった方からの苦情の電話が寄せられています。
	今後の予測	平成24年6月以降の手当額については、所得制限限度額以上の方は、「当面の間」支給対象児童1人につき5,000円を支給するとしています。加えて税と社会保障の一体改革の動きを受けて、その時期や支給要件・内容についても見直しが行われると思われれます。
	評価と課題	23年度の児童手当の事務処理は、制度が子ども手当に移行されたため、前年度の未支給に関する事務処理のみでしたが、制度自体が児童手当から子ども手当へ変更となり、再度、24年度からは児童手当となる改正となったため、改正児童手当法に合わせた事務処理対応及びシステム改修が必要となりました。また、24年度から所得制限の考え方が導入され、さらに制度が複雑になるため、該当者への制度変更の周知と円滑な支給事務が課題となっています。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	これまでの子ども手当の制度が児童手当の制度に移行されるため、24年度の事業規模は大幅に拡充しますが、所得制限限度額以上の方は、「当面の間」を支給対象としており、25年度以降は支給対象外となることも予想されます。加えて、税と社会保障の一体改革の動きを受けて、その時期や支給要件・内容についても見直しが行われると思われ、今後は、国における児童手当の動向を注視し、事業内容の変更等に適切に対応します。		

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		児童育成手当支給		款	4	項	2	目	1	事業	14	整理番号	267		
担当部課名		保健福祉部子育て支援課		係名	子ども医療・手当係		連絡先電話番号	1364		昨年度整理番号	274				
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部子育て支援課		予算事業区分				既定事業							
事業開始		昭和	▼	44	年度									<input type="checkbox"/> 主要事業	
事務事業の概要	対象		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠 (1) 杉並区児童育成手当条例							
	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭の父または母等(所得制限有り)が対象で							根拠 (2) 同条例施行規則							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		〇ひとり親家庭等に手当を支給することにより、子育てに伴う経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長を図ります。					活動指標名(式)							
								(1) 児童育成手当受給対象児童数							
							(2) 児童育成手当支給額								
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		〇ひとり親家庭等に児童育成手当を支給する。					成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
							成果指標名(1) (代)児童育成手当受給者数								
							算定式・指標の説明等 当該年度末の受給者数								
							成果指標名(2) (代)児童育成手当現況届回収率								
							算定式・指標の説明等 現況届の回収数÷現況届発送数×100								
区分		単位	21年度		22年度		23年度			24年度	計画(目標値)に対する23年度の達成率 %				
			実績		計画		実績		計画(目標値)	実績		計画			
指標	活動指標(1)	① 人	3,926		3,742		4,025		3,813	4,025		3,882	105.6		
	活動指標(2)	② 千円	599,184		606,204		612,077		617,706	617,193		628,884	99.9		
	成果指標(1)	③ 人	2,898		2,762		2,989		2,862	2,976		2,911	104.0		
	成果指標(2)	④ %	98.0		100.0		98.8		100.0	99.0		100.0	99.0		
総事業費・コスト把握	事業費	⑤ 千円	599,828		612,809		612,671		618,045	617,962		629,911	23年度予算執行率% 100.0		
	(内)投資的経費等	⑥ 千円	0		0		0		0	0		0	特記事項		
	(内)委託費	⑦ 千円	343		392		260		412	411		552			
	職員数(常勤 非常勤)	⑧ 人	1.72	0.00	1.42	0.00	1.66	0.24	1.30	0.48	1.25	0.33		1.50	0.68
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨ 千円	15,272		12,666		14,807		11,570	11,125			13,350	
		(内)非常勤職員分	⑩ 千円	0		0		708		1,478	1,016			2,094	
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪ 千円	615,100		625,475		628,186		631,093	630,103		645,355			
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫ 円	156,673		167,150		156,071		165,511	156,547		166,243			
	財源	受益者負担分	⑬ 千円	0		0		0		0	0			0	
		国からの補助金等	⑭ 千円	0		0		0		0	0			0	
都からの補助金等		⑮ 千円	0		0		0		0	0		0			
その他の補助金等		⑯ 千円	0		0		0		0	0		0			
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰ 千円	0		0		0		0	0		0			
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱ 千円	615,100		625,475		628,186		631,093	630,103		645,355			
受益者負担比率⑬÷⑪	⑳ %	0.0		0.0		0.0		0.0	0.0		0.0				

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 267

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		児童育成手当の支給(受給対象児童数)	4,025	人	617,193
		その他 ()			769
	(2) 事業実績	ひとり親家庭等で、高校卒業までの年齢の児童を養育する所得制限内の保護者に対し、児童育成手当を支給しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	近年の変化は次のとおりです。 ①平成6年、7年、8年6月に手当額の引き上げ ②平成6年、7年、9年、10年、13年、14年6月に所得制限を緩和 ③平成8年6月に未婚の認知条項を削除 ④平成10年6月に対象要件が変更され、事実婚・児童の施設入所の場合は受給不可 ⑤平成12年6月に国の特別障害者手当に準拠する所得制限額の改正	
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	①所得制限の撤廃や制限額の増額をしてほしい、との要望があります。 ②手当額を増額してほしい、との要望が引き続きあります。	
	今後の予測	経済不況により所得の低下が考えられ、所得超過から所得制限内になる世帯が、活動・成果指標に記載のとおり年々増加すると思われます。	
	評価と課題	児童扶養手当同様に、対象者が増加している中、この手当での支給により、ひとり親家庭等の生活の安定や自立の支援に寄与しています。児童扶養手当よりも所得制限が緩和されているため、受給資格がありながら申請漏れにより受給できないことがないよう、各種ひとり親家庭に関する事業の相談時等に合わせて制度の案内をするなど周知に努めていきます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	東京都の制度に基づく事業であり、都の基準等に従って事業を実施する必要があります。事業内容や実施方法の大きな変更はありませんが、年々、支給対象者が増加しており、より効率的に支給事務ができるよう取り組んでいきます。		

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	児童育成手当(障害手当)支給			款	4	項	2	目	1	事業	15	整理番号	268		
担当部課名	保健福祉部障害者施策課			係名	障害者福祉係			連絡先電話番号	1146			昨年度整理番号	275		
(平成23年度担当部課名)				保健福祉部障害者施策課					予算事業区分	既定事業					
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	46	年度									<input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠 (1) 杉並区児童育成手当条例、同施行規則								
	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症を有する児童(20歳未満)を扶養する保護者						根拠 法令等 (2)								
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか) ○障害児を扶養する保護者に児童育成手当(障害手当)を支給することにより、障害児の福祉の増進を図り保護者の負担を軽減する。						活動指標名(式) (1) 支給対象児童数 (2)								
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順) ○身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症を有する児童を扶養する保護者に対する生活支援として、月額17,000円を年3回支給する。						成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) (代)総支給額 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等									
区分		単位	21年度		22年度		23年度			24年度		計画(目標値)に対する23年度の達成率 %			
			実績		計画	実績		計画(目標値)		実績		計画			
指標	活動指標(1)	①	名	187	189	180	188	199	191	105.9					
	活動指標(2)	②													
	成果指標(1)	③	千円	37,553	38,556	37,740	38,352	38,743	38,964	101.0					
	成果指標(2)	④													
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	37,612	38,641	37,805	38,815	38,762	39,001	23年度予算執行率% 99.9					
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項					
	(内)委託費	⑦	千円	20	24	14	24	14	24						
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.23	0.00	0.23	0.00	0.24	0.00	0.25	0.00	0.24	0.00	0.24	0.00
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	2,042	2,052	2,141	2,225	2,136	2,136					
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0					
	総事業費⑤+⑨+⑩			⑪	千円	39,654	40,693	39,946	41,040	40,898	41,137				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①			⑫	円	212,053	215,307	221,922	218,298	205,518	215,377				
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0	0					
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0					
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0	0					
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	0	0	0						
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱	千円	39,654	40,693	39,946	41,040	40,898	41,137						
受益者負担比率⑬÷⑪			⑳	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 268

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		支給対象児童数	191	人	38,743
		その他 (支給事務費)			19
	(2) 事業実績	受給者数 191人、延べ支給人数 2,279人			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	所得制限を導入した平成12年度以降、微減で推移していましたが、平成16・17・21年度は新規認定者数の増加により当初予算を上回る実績がありました。ここ数年では、支給総額はほぼ横ばい状態となっています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	経済の不況など厳しい社会情勢の中、本事業に対する期待は大きくなっています。
	今後の予測	受給者数は現在の数をほぼ維持していくものと思われます。
	評価と課題	児童育成手当(障害者手当)を支給することにより、障害児の福祉の増進と保護者の負担の軽減に寄与しています。 受給資格がありながら申請もれにより受給できないことがないよう、福祉事務所と連携して制度周知に努めます。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更	<input type="radio"/> 実施方法の変更		
		障害児を養育する父母の経済負担の軽減に寄与しており、今後も制度を維持していきます。				

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 269

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
		乳幼児及び義務教育就学児医療費助成	55,005	人	1,746,424
		その他 ()			85,687
	(2) 事業実績	乳幼児及び義務教育就学児を養育する保護者に対し、当該児童の保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	①平成5年7月から都に先駆けて3歳未満の乳幼児を対象に、所得制限を設けずに事業を開始。 ②平成10年10月から所得制限を設け、対象年齢を3歳以上就学前までの乳幼児に拡大。 ③平成12年10月から5歳未満の所得制限を撤廃し、以後毎年1歳ずつ段階的に所得制限を撤廃。 ④平成14年10月所得制限を全廃。また、同月より健康保険法の改正に伴い、3歳未満児の保険診療に係る自己負担割合が3割から2割に引き下げ。 ⑤平成19年4月から対象を小学校未就学から義務教育就学児までに拡大しました。	
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	①全国レベルでの医療証利用や入院時食事療養標準負担額等についての助成拡大等を望む声があります。 ②反面、所得制限等を設けるべき等の声もあります。	
	今後の予測	地域によって対象年齢や所得制限の有無などの格差がある助成制度となっています。23区でも義務教育就学児まで所得制限なしについては統一した取扱を行っています。対象年齢を高校生までとしている区もあります。この統一部分については区独自で制度を見直すのは困難な状況です。 取扱いの違う市町村間の住民異動によるサービス格差は解消できない状況にあります。地域格差を解消するためには、国の法改正を行うことが必要となります。	
	評価と課題	中学生以下の子どもの医療費を助成することにより、子育て家庭における児童の健全な育成や良好な健康状態の保持に寄与しました。平成19年から現在の事業内容に拡充されましたが、対象者のほぼ全員がこの制度を利用しており、区民へは浸透している状況です。なお、23区については、当区と同様な制度となっておりますが、他の市町村では、取扱いが違うため、住民異動(出生、転入)時の案内、広報、ホームページ等で制度周知に努めます。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現 状 維 持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更		<input type="radio"/> 実施方法の変更	
	本制度は、都の制度をもとに、23区が統一した内容で事業を実施しています。23区以外では、事業内容が異なるため、全国で一律の安定的な事業運営が求められており、継続して国に対しては乳幼児等医療費助成制度の法制化を要望します。また、国における税と社会保障の一体改革において、医療保険の自己負担のあり方が見直されると、本制度にも影響が生じるため、引き続きその動向を注視してまいります。					

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 270

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		ひとり親家庭等医療費助成(2,052世帯)	2,822	人	95,654
		その他 ()			3,786
	(2) 事業実績	ひとり親家庭等の所得制限内の保護者に対し、対象者の保険診療にかかる自己負担分の全部または一部を助成しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	①制度開始から毎年所得制限額が緩和されていたが、平成11年から本人及び扶養義務者の所得制限が強化され、平成13年1月から、課税世帯は一部の一部負担金が導入。 ②平成15年1月から父または母が受け取った養育費が所得に算入されたほか、さらに平成16年1月からは、対象児童が受け取っている養育費も所得算入されることになりました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	所得制限を撤廃してほしいと望む声があります。
	今後の予測	ひとり親家庭の増と経済状況等から所得制限内となる申請者の増が予想されるため、受給者が増加する可能性があります(ここ数年受給者は増加しています。)
	評価と課題	経済的に支援が必要なひとり親家庭等へ医療費の自己負担分(全部または一部)を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定や良好な健康状態の保持に寄与しています。引き続き、医療証及び医療費の申請漏れがないよう制度の周知を広報やホームページで行うとともに、転入時、離婚や配偶者の死亡の際などに可能な限り事業の案内を行います。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更	<input type="radio"/> 実施方法の変更		
	東京都の制度に基づく事業であり、都の基準等に従って事業を実施する必要があります。事業内容や実施方法の大きな変更はありませんが、年々、支給対象者が増加しており、より効率的に支給事務ができるよう取り組んでいきます。					

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		保育園運営		款	4	項	2	目	1	事業	18	整理番号	271
担当部課名		保健福祉部保育課		係名	管理係			連絡先電話番号	1372		昨年度整理番号	278	
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部保育課		予算事業区分				既定事業					
事業開始		昭和	▼	36	年度				<input type="checkbox"/> 主要事業				
事務事業の概要	対象		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 内部管理	根拠 (1) 児童福祉法第24条第1項、39条 等 (2) 児童福祉施設最低基準(厚生省令)					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		○保護者が昼間に常態的に労働しているなどで保育に欠けている児童 ○区が指定管理者を指定して運営する保育所					活動指標名(式)					
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○保護者が働きながら子育てできる環境を整えとともに、児童の心身の健全な発達を確保します。					(1) 在籍児童数 (2) 指定管理保育所数					
	成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標					成果指標名(1) 入所実施率 算定式・指標の説明等 新規入所児童数÷申込者数×100 成果指標名(2) 待機児童数 算定式・指標の説明等					
区分		単位	21年度		22年度		23年度		24年度	計画(目標値)に対する23年度の達成率 %			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)	① 人	48,271	48,204	48,753	48,204	48,414	48,204	100.4				
	活動指標(2)	② 所	4	4	4	4	4	4	100.0				
	成果指標(1)	③ %	50.6	90.0	43.2	90.0	39.0	90.0	43.3				
	成果指標(2)	④ 人	137	0	23	0	71	0					
総事業費・コスト把握	事業費	⑤ 千円	2,070,846	2,329,827	2,235,071	2,373,589	2,318,055	2,434,070	23年度予算執行率%	97.7			
	(内)投資的経費等	⑥ 千円	0	0	0				特記事項				
	(内)委託費	⑦ 千円	1,110,079	1,270,341	1,220,693	1,320,326	1,286,030	1,365,470					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧ 人	750.05 48.80	743.20 57.30	736.65 77.00	733.85 87.90	751.22 89.20	753.02 89.40					
	人件費	⑨ 千円	6,659,694	6,629,344	6,570,918	6,531,265	6,685,858	6,701,878					
	(内)非常勤職員分	⑩ 千円	136,298	169,035	227,150	270,732	274,736	275,352					
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪ 千円	8,866,838	9,128,206	9,033,139	9,175,586	9,278,649	9,411,300					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫ 円	183,689	189,366	185,284	190,349	191,652	195,239					
	受益者負担分	⑬ 千円	1,011,702	956,109	1,010,045	993,901	1,023,540	1,006,574					
	国からの補助金等	⑭ 千円	0	0	0	0	0	0					
都からの補助金等	⑮ 千円	18,835	20,284	22,540	14,460	19,320	22,540						
その他の補助金等	⑯ 千円	0	0	0									
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰ 千円	1,030,537	976,393	1,032,585	1,008,361	1,042,860	1,029,114						
差引:一般財源(⑰-⑬)	⑱ 千円	7,836,301	8,151,813	8,000,554	8,167,225	8,235,789	8,382,186						
受益者負担比率⑬÷⑪	⑳ %	11.4	10.5	11.2	10.8	11.0	10.7						

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 271

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		一般保育(公設公営)	40	園	727,717
		管理運営委託(指定管理者)	4	園	794,045
		調理業務・用務業務委託	19	園	379,651
		延長保育	36	園	162,160
		その他(産休明け保育、緊急一時保育、園外保育、年末保育 ほか)	254,482		
	(2) 事業実績	平成23年度から調理・用務業務委託を新たに2園(累計19園)で開始しました。通常保育以外でも、緊急一時保育や年末保育(5園)などを実施しました。心理職による巡回指導や職員が区の保育実践について学ぶ研修の実施など、保育サービスの質を高める取組も行いました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	少子化が進む一方、経済状況の変化や就労形態の多様化に伴い、保育需要は増大しています。昭和59年から延長保育、平成元年度から産休明け保育、平成2年度から緊急一時保育、平成12年度から年末保育が開始されました。また、21年4月から新たに1園が指定管理保育所となり、4園の区立保育園が公設民営化されています。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	保育園入所待機児童の解消に関する要望が多く寄せられているほか、延長保育をはじめとした多様な保育サービスに関するニーズがあります。
	今後の予測	経済情勢の悪化や女性の社会進出に伴う共稼ぎ世帯の増などにより、保育需要はより一層増加していくものと見込まれます。
	評価と課題	保育園では、様々な保育サービスを行いながら円滑な園運営に向けて日々取り組んでいます。これらの保育サービスを充実させていく一方で、急増する保育需要に的確に対応していくために、緊急対策として、区独自の保育室の設置や認可保育所分園、認証保育所の設置等に取り組んできました。今後も増え続ける保育需要に対応できるよう、様々な対策を行う必要があります。また、指定管理者への移行については、計画に基づいて実施する必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
		待機児童対策の推進を目指して、『保育に関する安全・安心プラン』と『実行計画』に基づき認可保育園等の増設、施設の改築・改修に伴う定員の拡大や、区保育室の認可保育園への転換などを進めます。また、指定管理者への移行についても、残り7園の移行を実施することを最優先課題とし、具体的な取組スケジュール及び実施内容を検討のうえ、具体化に向けた取組を着実に進めます。また調理・用務業務の委託、保育施設の利用者負担の見直しなどの保育園運営の見直しについては、着実に実施し、引き続き運営効率化に努めます。	

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		障害児保育		款	4	項	2	目	1	事業	19	整理番号	272	
担当部課名		保健福祉部保育課		係名	管理係			連絡先電話番号	1372		昨年度整理番号	279		
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部保育課					予算事業区分	既定事業						
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	59	年度									<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等		(1) 児童福祉法第24条第1項、第39条 (2) 児童福祉施設最低基準(厚生省令)					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○障害児の保育を円滑に運営し、障害児の福祉の増進を図ります。					活動指標名(式)		(1) 障害児保育在籍児童数 (2) 障害児保育を行った保育園数					
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○障害のある児童を預かり、保育を実施する。					成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標					
				成果指標名(1)		実績数								
				算定式・指標の説明等		障害児保育入園児童数÷障害児保育入園申請者数×100								
				成果指標名(2)										
				算定式・指標の説明等										
区分		単位	21年度		22年度		23年度			24年度	計画(目標値)に対する23年度の達成率 %			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	①	人	697	852	601	852	665	852	78.1				
	活動指標(2)	②	園	33	44	27	44	28	44	63.6				
	成果指標(1)	③	%	53.0	100.0	65.0	100.0	78.0	100.0	78.0				
	成果指標(2)	④												
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	52,048	54,766	44,186	43,078	35,357	55,437	23年度予算執行率%	82.1			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0				特記事項				
	(内)委託費	⑦	千円	0	0	0	0	0						
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	29.84 1.00	29.84 1.00	29.84 0.80	29.84 0.80	30.15 0.80	33.15 0.80					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	264,949	266,173	266,173	265,576	268,335			295,035		
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	2,793	2,950	2,360	2,464	2,464			2,464		
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	319,790	323,889	312,719	311,118	306,156	352,936					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	458,809	380,151	520,331	365,162	460,385	414,244					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0			0		
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0			0		
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0			0		
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0			0		
特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯		⑰	千円	0	0	0	0	0	0					
差引:一般財源⑪-⑰		⑱	千円	319,790	323,889	312,719	311,118	306,156	352,936					
受益者負担比率⑬÷⑪		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 272

23年度の事業実施状況	内 容	規模	単位		事業費(千円)
			単	位	
(1)主な取組み	医員報酬及び臨時職員賃金				35,087
	障害児保育材料費				270
	その他 ()				0
(2)事業実績	保育需要の増に伴い障害児の入所希望も増加しており、障害児指定園6園に加え、一般園でも可能な限り障害のある児童の受け入れを行いました。また、平成24年4月より新たな障害児指定園(浜田山保育園)を設置するための整備を行いました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	障害児保育指定園を設け、特別保育室の設置や職員の増配置等の保育条件を整備し、障害児を受け入れています。現在まで、指定園を1園から6園に増やし、一般園においても1~2名の受け入れを可能としています。また、平成15年4月からは、指定園において定員外で最大7名の障害児を受け入れています。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	障害児の入園についての保護者の要望が増えています。特に、重度の障害を持った児童の入園の要望も高まっています。
	今後の予測	保育を必要とする障害児は保育需要の増に伴い増加していくものと見込まれます。
評価と課題		保育を必要としている障害児を受け入れていくことは、区立保育園の大きな役割です。区立保育園では可能な限り障害児の受け入れを行っておりますが、保育需要の増加に伴い、保育を必要とする障害児は増加しています。今後、引き続き障害児の受入を充実させていくため、24年4月に新たな障害児指定園を設けるための整備を行いました。また、障害児保育のスキルに優れた保育士の確保や育成について検討していきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更		<input type="radio"/> 実施方法の変更	
<p>障害児の入所希望の増加に対応していくため、22年度中に新たな障害児指定園を設置し、24年4月にも1所設置のため整備を行いました。</p> <p>障害児保育を実施していくためには、個別の児童の障害に対する深い理解と知識や保育技術が必要であり、優れた人材の確保が不可欠です。保育士のスキルの向上や優れた人材の確保が課題となります。7園となった障害児指定園を軸として、一般園でも引き続き可能な限り受け入れを行っていきます。</p>						

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	保育園等における育児支援	款	4	項	2	目	1	事業	20	整理番号	273			
担当部課名	保健福祉部保育課	係名	指導係		連絡先電話番号	1385		昨年度整理番号	280					
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部保育課						予算事業区分	既定事業					
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	6	年度							<input type="checkbox"/> 主要事業		
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠 (1) 一時・特定保育事業費補助要綱(都)							
	子育て中の保護者						等 (2) 杉並区一時保育事業実施要綱							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)						活動指標名(式)							
○一時的に保育が必要な子どもを預けることができます。						(1) 一時保育延受託時間								
○保護者が育児から開放されることにより育児疲れ等を解消できます。						(2) 育児相談件数								
○保育体験や育児相談により育児への不安を軽減させます。														
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)						成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
○一時保育:子育てサポートセンター(3箇所)の職員が、一時間単位で保育を行う。						成果指標名(1) 一時保育受入率								
○子育て中の保護者の育児相談に応じたり、親子で保育園体験ができる「ふれあい保育」を行う。						算定式・指標の説明等 一時保育受入数÷(問合せ数+申込み数)×100								
○育児講座をサポートセンター3所で各3回実施し、子育て家庭の育児支援を行う。						成果指標名(2)								
						算定式・指標の説明等								
区分		単位	21年度		22年度		23年度		24年度	計画(目標値)に対する23年度の達成率 %				
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	①	時間	21,503	23,000	22,088	12,390	10,432	12,390	84.2				
	活動指標(2)	②	件	2,206	2,800	2,202	2,650	2,018	2,650	76.2				
	成果指標(1)	③	%	71.0	75.0	81.0	75.0	72.0	75.0	96.0				
	成果指標(2)	④												
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	8,725	4,737	4,241	2,152	915	1,573	23年度予算執行率%	42.5			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項				
	(内)委託費	⑦	千円	207	257	225	257	183	164					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.87 14.00	0.87 18.00	0.45 2.60	0.45 2.60	0.55 2.60	0.55 2.60	平成23年4月から引き続き、子育てサポートセンター堀ノ内東・阿佐谷南は工事のため休止します。				
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	7,725	7,760	4,014	4,005	4,895			4,895		
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	39,102	53,100	7,670	8,008	8,008			8,008		
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	55,552	65,597	15,925	14,165	13,818	14,476					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	2,583	2,852	721	1,143	1,325	1,168					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	12,264	11,600	11,044	6,195	5,216			6,195		
		国からの補助金等	⑭	千円	5,220	4,500	17,215	9,839	7,163			11,053		
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0			0		
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0			0		
		特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	千円	17,484	16,100	28,259	16,034	12,379			17,248		
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	38,068	49,497	▲12,334	▲1,869	1,439	▲2,772					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	22.1	17.7	69.4	43.7	37.7	42.8						

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 273

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		保育園等の育児支援	3	所	248
		子育てサポート育児支援	3	所	621
		子育てサポートセンターでの育児講座の開催	9	回	46
		その他 ()			0
	(2) 事業実績	一時保育の平成23年度の実績については、受託人数延べ1,832人、預かり総数時間が10,432時間です。 ふれあい保育の平成23年度の実績は、受託人数延べ92人です。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	内 容
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	子育てサポートセンターは、平成6年度2箇所、平成8年度2箇所、平成11年度1箇所設置しました。平成13年9月から新規事業として一時保育事業を実施。平成20年6月に受託時間を午後5時までに延長しました。また、平成21年2月より、受入児童の月齢を生後6箇月に引き下げ、サービスの拡充を行いました。平成23年3月25日より一時保育の予約申し込みを1箇月前から1週間前に変更しました。平成13年9月、区立44園全園で実施していた「体験保育」を「ふれあい保育」として事業名を変更しました。
	今後の予測	各施設の受託定員増加の要望があります。 一時保育の予約が取りにくいという意見があります。 平成23年4月1日に引き続き、子育てサポートセンター堀ノ内東・阿佐谷南が工事のため休止したことで、いつ再開するかの意見があります。
	評価と課題	今後はひととき保育事業を含めた一時保育のあり方の見直しも進める必要があります。
		現在の子育てサポートセンターは保育園内にあり、施設面での制約があるため、更なる定員の増加などを図ることが難しいため、きめ細かな育児相談、ニーズに即した講座開催など、ソフト面の充実に努めてきました。利用者からは感謝や評価の声が多く寄せられています。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	● 拡 充	○ 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	● 事業内容の変更		○ 実施方法の変更	
		センターは保育園の旧管理人室を転用した施設が多く、設備面で制約があるため、新たなサービスを提供することは難しい状況にあります。また、ひととき保育の充実により、センターで一時保育を実施する意義が課題となっており、昨年度からより緊急性の高いニーズに対応するため、申込受付開始を1週間前からとするなど、ひととき保育との役割分担を図っていますが、今後のひととき保育の利用状況によっては、さらなる見直しを図る必要があります。				
		また、区における児童虐待未然防止、地域子育て支援サービスに係る新たな拠点・ネットワークのあり方について、国の地域子育て支援拠点事業も踏まえた検討が始められており、ひととき保育・つどいの広場事業とともに、本事業の今後のあり方についても、より区民ニーズに即した事業が展開できるように、併せて検討していきます。				

特記事項	内 容
	平成23年4月から引き続き、子育てサポートセンター堀ノ内東・阿佐谷南が工事のため休止します。

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	民営保育園等に対する保育委託				款	4	項	2	目	1	事業	21	整理番号	274	
担当部課名	保健福祉部保育課				係名	管理係				連絡先電話番号	1372		昨年度整理番号	281	
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部保育課							予算事業区分	既定事業					
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	22	年度	<input type="checkbox"/> 主要事業									
	対象	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理 区が保育の実施を行う乳幼児の在籍する保育所				根拠法令等	(1) 児童福祉法第24条、第51条第1号 (2) 児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について								
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○保護者の就労・疾病等により、保育に欠ける乳幼児を、区内公立保育所以外の保育所に入所させた場合に、その保育所に対し運営費を支払うことにより、保育所運営の安定及び入所児童の安全で快適な保育を確保します。				活動指標名(式)	(1) 延入所児童数 (2)								
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○認可保育所に対し、保育に欠ける児童の入所人数や職員配置に応じて、国及び杉並区で定めた保育所運営費を支払う。				成果指標	※(代) = 適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 入所実施率 算定式・指標の説明等 延入所児童数 ÷ 延入所申込児童数 (延入所児童数 + 延待機児童数) × 100 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等								
区分		単位	21年度		22年度		23年度				24年度	計画(目標値)に対する23年度の達成率 %			
			実績		計画	実績		計画(目標値)		実績	計画				
指標	活動指標(1)	①	人	14,649	14,868	15,166	16,608	16,683	18,205	100.5					
	活動指標(2)	②													
	成果指標(1)	③	%	98.8	100.0	99.1	100.0	99.0	100.0	99.0					
	成果指標(2)	④													
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	1,812,292	1,913,710	1,886,104	2,067,282	2,032,955	2,215,341	23年度予算執行率%	98.3				
	(内) 投資的経費等	⑥	千円							特記事項					
	(内) 委託費	⑦	千円	0	0	0	0	0	0						
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.84 0.00	0.84 0.00	0.64 0.00	0.44 0.00	0.51 0.00	0.51 0.00						
	人件費	(内) 常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	7,458	7,493	5,709	3,916	4,539			4,539			
		(内) 非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0			0			
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	1,819,750	1,921,203	1,891,813	2,071,198	2,037,494	2,219,880						
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	124,223	129,217	124,740	124,711	122,130	121,938						
	財源	受益者負担分	⑬	千円	291,345	278,840	305,227	323,806	341,643			362,871			
		国からの補助金等	⑭	千円	375,286	403,784	353,438	405,952	376,108			410,456			
都からの補助金等		⑮	千円	180,813	195,027	211,103	201,513	219,265	237,751						
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0						
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	847,444	877,651	869,768	931,271	937,016	1,011,078						
差引: 一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	972,306	1,043,552	1,022,045	1,139,927	1,100,478	1,208,802						
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	16.0	14.5	16.1	15.6	16.8	16.3							

